貸切バス・貸切タクシー利用促進事業

11/23から

冬のいわてをお得に周遊♪

## 重賃・料金が最多

## 貸切バス



県内バス会社の貸切バスを利用する際、運賃・料金 の1/2(1日1台につき上限75,000円)を助成。

町内会や親睦会、部活動の行事や旅行等様々な用途 にご利用いただけます。

利用 方法

- ① 貸切バスを予約の際に、バス会社に助成を利用したい旨をお知らせください。
- ② 利用申込書※に必要事項を記入してバス会社にお渡しください。
- ③ 請求額から助成額を差し引いた額をバス会社にお支払いください。 ※利用申込書は各バス会社が準備しています。

事項

助成対象は運送引受書に記載された「運賃」と「料金です。実費(高速料金、ガイド料、手数料 等)は対象外です。

利用方法の詳細は各バス会社にお問い合わせください。

1時間以上タクシーを貸切利用する際、運賃の 1/2(1日につき上限30,000円)を助成。

ご家族や友人との県内観光地周遊、沿岸から県内 内陸への通院などにも利用できます。

## 貸切タクシ



利用 方法

- ① 前日までにお近くのタクシー事業者に予約してください。その際、タクシー事業者に助成を利用 したい旨をお知らせください。
- ② 利用申込書※に必要事項を記入してタクシー事業者にお渡しください。
- ③ タクシーから降りる際に割引後の運賃をタクシー事業者(乗務員)にお支払いください。 ※利用申込書は各タクシー事業者が準備しています。

事項

助成対象は「運賃」です。実費(高速料金、駐車料金、入場料等)は対象外です。 利用方法の詳細は各タクシー事業者にお問い合わせください。

- ・この制度の対象となるのは、県にあらかじめ申請のあった事業者を利用した場合のみです。 ※対象となる事業者は、県のホームページからご確認ください。
- ・補助予算額に達し次第終了となりますので、お早めにお申し込みください。
- ・ご利用の際は、基本的な新型コロナウイルス感染症対策等の徹底にご協力ください。

お問い合わせ先:岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 **☎**019-629-5573

Q この制度が利用できるのは、いつからいつまでですか?

A この制度が使えるのは、11月23日以降の事業者の準備が出来た日から、令和5年2月28日までです。ただし、この期間内であっても予算が無くなり次第終了となりますので、お早めにお申し込みください。

- Q 岩手県民以外でも利用できますか?
- A 利用可能です。
- Q この制度は県内のどの貸切バス事業者、タクシー事業者 でも利用できるのですか?
- A この制度の対象となるのは、県にあらかじめ申請のあった事業者を利用した場合のみです。この制度の申請事業者は、県のホームページからご確認ください。また、詳しくは各事業者にお問い合わせください。
- Q 例えば、目的地までは貸切バス、その後グループ別に 貸切タクシーで観光地周遊という利用はできますか?
  - A 事前にそれぞれの事業者に利用申込をしていただければ利用可能です。
- Q 目的地が他県の場合は利用できますか?
  - A この制度は、目的地が県内の場合のみ対象となります。
- Q 観光目的以外でも利用できますか?
  - A 利用可能です。ただし、次の目的の場合は、対象外となりますのでご注意ください。
    - ①国、自治体の利用、宗教活動・政治活動を目的とした利用
    - ②定期輸送(スクールバス・タクシー、企業の従業員送迎等)での利用
- Q 「全国旅行支援」の宿泊旅行商品(交通付)との併用は できますか?
  - A 「全国旅行支援」の宿泊旅行商品(交通付)による、同一の貸切バス・貸切タクシーの利用を含む旅行商品との併用はできません。

